

### 公共下水道に接続しましょう

現在、市内の半数以上の世帯は下水道を利用できます。しかし、実際に接続している世帯はそのうちの約90%にとどまっています。下水道に接続できる区域に建物を所有している人は、1日も早く下水道への接続工事をお願いします。

#### ＜下水道利用の利点＞

- 悪臭がなくなり、掃除が簡単です
- 蚊やハエの発生を防ぎ、地域の環境衛生の向上に役立ちます
- 安全・安心にトイレを使用できます

#### ＜接続工事は指定工事店に＞

下水道接続の工事は、市が指定する工事店でのみ行うことができます。排水設備の工事を行うときは指定工事店へ直接申し込んでください。  
※指定工事店は、市ホームページで確認できます。



#### ＜工事資金の融資をあっせんします＞

接続工事の費用負担が軽くなるように、市内金融機関から資金を借り入れるときの利子を市が負担する融資あっせんを行っています。

#### ▼融資あっせん限度額

改造工事1件につき60万円  
(アパートなどは80万円)

#### ▼返済方法

60カ月以内の元金返済

### 行っていますか？

#### 浄化槽の維持管理・水質検査

浄化槽を利用している人には、保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが義務付けられています。

#### ＜保守点検＞

浄化槽の運転状況や放流水の確認、薬剤の補充などを行います。種類や大きさに応じて回数(一般家庭用浄化槽は年3〜4回以上)が決められていますので、県に登録している保守点検業者に委託してください。

#### ＜浄化槽の清掃＞

浄化槽を使用していると浄化槽内に汚泥がたまりやすくなります。年1回以上汚泥を抜き取る清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

※保守点検業者・清掃業者は、県ホームページや「[函管理課](#)」で確認できます。



#### ＜法定検査(水質検査)＞

浄化槽法で、年1回法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査は、保守点検や清掃が正しく行われ、汚れた水がきれいになっているかを確認する「浄化槽の定期健康診断」です。県内では、(一社)県浄化槽協会が指定検査機関になっています。

#### ▼検査手数料

3,300円

#### ▼問い合わせ

○[函管理課](#) ☎(37)5213

### 補助金メニューの拡大!! 浄化槽の各種補助制度

下水道・農業集落排水に接続できない汚水の処理は、使用者が合併処理浄化槽を設置して行うこととされています。単独処理浄化槽(トイレの排水だけを処理する浄化槽)やくみ取り便槽では生活雑排水が処理されずに放流・浸透され、水質の悪化を招きます。今年度から、くみ取り便槽からの転換にも補助を拡大しました。補助金を

浄化槽の規模 (住宅床面積)	①浄化槽 設置整備 事業補助金	②宅内 配管補助 加算	③単独処理 浄化槽等 撤去費補助金
5人槽 (130㎡以下)	332,000円	上限30万円	上限10万円
7人槽 (130㎡超)	414,000円		
10人槽 (2世帯住宅)	548,000円		

※住宅床面積によって金額が変わります。

活用した合併処理浄化槽への転換をお願いします。

#### ＜①浄化槽設置整備事業補助金＞

生活排水も処理できる合併処理浄化槽の設置費を補助します。くみ取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替えることを検討している人はぜひ利用してください。

#### ▼要件

- ・公共下水道事業計画区域と農業集落排水処理区域を除く地域に設置するもの
- ・住宅に設置される処理能力10人以下のもの
- ・浄化槽本体工事が始まる前に申請し、来年3月10日までに工事が完了するもの
- ・設置場所に住所を置き、継続して住むことができる人

#### ＜②宅内配管補助加算＞

家屋の建て替えや増築をせず、単独処理浄化槽かくみ取り便槽を合併処理浄化槽に替える場合は、宅内の配管切替工事に要する費用を、最大で30万円補助します。

#### ※くみ取り便槽から替える場合は、くみ取り便槽の撤去が要件。

#### ＜③単独処理浄化槽等撤去費補助金＞

単独処理浄化槽かくみ取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する下水道に接続する人を対象に、撤去費の

一部を、最大で10万円補助します。

#### ▼要件

- ・住宅に設置してある単独処理浄化槽などを撤去後、適正に処分すること
- ・処理能力が10人以下の合併処理浄化槽を、公共下水道事業計画区域と農業集落排水処理区域を除く地域に設置するか、下水道に接続すること

#### ▼補助金額

単独処理浄化槽かくみ取り便槽の撤去に要する費用(最大10万円)

#### ＜共通事項＞

詳細な要件や補助対象区域は、問い合わせてください。

#### ▼申し込み・問い合わせ

○[函管理課](#) ☎(37)5213

### 市公式SNSなどで最新情報をチェック!

市のイベントや市政の情報、新型コロナウイルス関連や災害時の緊急情報などを、いち早く皆さんに届けます。



#### ▼問い合わせ

○[函管理課](#) ☎(37)5213

#### ＜法定検査の指定検査機関＞

○(一社)栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650

## 福祉

### 「戦没者遺族の人へ」 第11回特別弔慰金を 支給しています

我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給しています。

#### ▼支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

#### ▼対象

戦没者の死亡当時、生計関係があった遺族で、令和2年4月1日(基準日)時点で先順位の人1人

※戦没者の配偶者、子、兄弟姉妹など。

#### ▼申し込み

申込期限 来年3月31日(金)

本社社会福祉課、[函市民福祉課](#)、[函総務福祉課](#)、[帯根出張所](#)

その他 審査があるため、請求から支給までに、およそ1年かかります

#### ▼問い合わせ

○[本社社会福祉課](#) ☎(62)7135

### 聞こえない・聞こえにくい 人のためのパソコン教室

パソコンが使えると、日常生活が驚くほど楽しく便利になり、仕事にも役立ちます。この教室では、話の内容をテレビ字幕のような「パソコン文字通訳」で全体投影するので、全く聞こえない人、聞こえにくい人でも安心して参加できます。

パソコンの操作、メールの送受信、インターネットでの検索方法、ワードでの年賀状やチラシ作り、エクセルでの家計簿や帳簿づくりなど、参加者のレベルに合わせた講習を行います。初心者も経験者も気軽に申し込んでください。

#### ＜日曜クラス＞

▼とき 5月22日(日)〜来年2月12日(日)  
午後1時30分〜4時30分 (全10回)

#### ▼ところ

健康長寿センター

#### ＜月曜クラス＞

▼とき 5月23日(月)〜来年2月13日(月)  
午後1時30分〜4時30分 (全10回)

▼ところ いきいきふれあいセンター

#### ＜共通事項＞

▼対象 中途失聴者、難聴者(軽度難聴者も可)、ろう者とその家族

#### ▼参加費

千円(資料代)

#### ▼定員

各コース10人

#### ▼講師

宮田 はるみ氏(人工内耳装用難聴者、マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト、NPO法人みより会・パソコンサークル「ピノキオ」主宰)ほか

#### ▼その他

- ・都合のいいときだけや両方のクラスへの参加もできます
- ・ろう者で手話通訳が必要な人は、別途派遣事業を利用してください
- ・個人所有のパソコンを持参すること
- ※サービスの終了しているOS (Windows XP, Vista, 7)は不可。

・自宅インターネット通信ができる環境にあること

※パソコンを所有していない場合は初回のみ貸出可(パソコンの購入や設定、インターネット回線開設方法などは講師が指導します)。

・講習開始後の連絡や資料配布は限かメールで行います(電話は不可)

#### ▼申込方法

電話か、メールのいずれかで、氏名・住所・連絡先を添えて申し込み

#### ▼申し込み期限

5月13日(金)

#### ▼申し込み・問い合わせ

○[本社社会福祉課](#) ☎(62)7026  
FAX(62)8911  
✉kshakafukush@city.nasushiobara.lg.jp

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

庁舎名  
☎…本庁舎(共聖社108-2)  
☎…西那須野庁舎(あたご町2-3)  
☎…塩原庁舎(中塩原1-2)



～空き家を所有している人へ～  
空き家バンクに登録して、空き家を売ったり、貸したりしませんか。  
▶問い合わせ [本都市整備課](#) ☎(62)7162